

2018 年 4 月 28 日

「LT会」会報第 18-4 号（総 179 号）

上海 LT コンサルティンググループ

中国での企業間の金銭貸借について

最近、企業様から中国国内で関連会社同士の金銭貸借は可能かどうかの問い合わせが増えており、本件に関して、最近新たな動きがあることから、この場を借りて皆様にご説明したいと思います。

長年、中国では企業間の金銭貸借は禁止されてきた。その法的根拠は 1996 年中国人民銀行（中央銀行）公布の「貸付通則」第 61 条の『企業間は国家规定の貸借或いは変則貸借融資業務を行ってはいならない』との規定である。そのため企業間の金銭貸借は銀行経由での委託貸付により行わざるを得なかった。

「貸付通則」は 2004 年と 2010 年に二度に亘り改正のためのパブリックコメントを求めた経緯があったのだが、何の理由か不明であるがその後の審議が進まず、実際の規定改正には至らなかった。

その 2010 年の「貸付通則」規定改正案として企業と個人が合法的な貸付人になり得るという案も上がったため、中国人民銀行は企業間の金銭貸借容認の動きにあったと考えられる。

一方、1999 年発効の中国国務院が承認した契約法の第 196 条では（金銭貸借契約は借入人が貸付人から借款し、期日到来に伴い借款の返済と利息の支払を行う契約である）と規定しているため、明確に企業間の金銭貸借を禁止していないものの、司法界の判例においては、企業間の金銭貸借は金融法規に違反していると認定してきている。

ところが、2008 年のリーマンショック後、市場全体が資金供給不足に陥ったため、企業はなりふり構わず資金調達に走った背景があった。その頃から中国の司法界は企業間の金銭貸借容認方向に向かい始めたのである。

2015 年 8 月中国最高人民法院（最高裁判所）が公布した「民間貸借事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」という司法解釈（注：司法解釈は法律と同等の効力を有する）が同年 9 月 1 日より適用された。

本司法解釈の第 11 条により、会社が生産経営上の資金需要のための民間貸付に法的効力が認められるようになった。

ただし、全ての企業間貸借が有効と認められるわけではなく、契約法 52 条、本司法解釈 14 条に定める事項には無効と認定される。

具体的な規定は、以下のとおりである。

＜本司法解釈 14 条に定める契約無効事由＞

(1) 金融機関信用貸付資金を不正に取得して高金利で借入人に転貸し、かつ借入人が事前に知り又は知りうべきであった場合

(2) 他の企業から貸借し又はその企業の従業員から資金調達で取得した資金を以って借入人に転

貸して利益を得て、かつ借入人が事前に知り又は知りうべきであった場合

(3) 貸付人が、借入人が借入金を違法な犯罪活動に使用することを事前に知り又は知りうべきであったにもかかわらず、貸付金を提供した場合

(4) 社会の公序良俗に違反する場合

(5) 他の法律、行政法規の効力的強制規定に違反する場合

＜契約法 52 条に定める契約無効事由＞

(1) 一方が詐欺、脅迫の手段を用いて契約を締結し、国家の利益を害したとき

(2) 悪意により共謀し、国家、集団あるいは第三者の利益を害したとき

(3) 合法的な形で非合法的な目的を覆い隠したとき

(4) 社会の公共利益を害したとき

(5) 法律、行政法規における強制的規定に違反したとき。

今回、法的効力は法律と同等の効力を有する中国の最高裁判所の司法解釈は中国人民銀行の部門規定である「貸付通則」を覆うことになって、企業の経営上の資金調達に新たな門戸を開いたこととなり、企業は委託貸付の代わりに企業間で直接融資することが可能となった。

とは言え、企業間貸借について以下の点を注意する必要がある。

1. 企業間貸借行為が発生する場合、貸借契約を締結する必要がある。

2. 企業間貸付を含む民間貸借の金利について年利 24%以下であれば、法律で保護される。

3. 「中華人民共和国企業所得税法实施条例」の第 38 条 2 項に基づき、借り入れをした非金融企業は『貸し付け相手の非金融企業への借金支払利息』の損金参入可能な金額が金融機関の同期貸付基準金利で算出した利息を超えてはならない。

4. 実務上、企業間金銭貸借の借入人は貸付人から「利息収入」の増値税普通發票を発行してもらえる。貸付人が個人の場合、税務局に依頼してもらい「利息収入」の増値税普通發票を代理発行してもらうことが可能である。

以上